

令和6年10月分（12月支給分）から 児童手当の制度が改正されました！

令和6年10月分（12月支給分）からの児童手当について、支給対象年齢の延長や所得制限撤廃、第3子以降の多子加算などの抜本的拡充が行われました。

1 制度改正の概要

改正点	改正前 (令和6年9月分まで)	改正後 (令和6年10月分から)
支給対象	中学校終了前までの児童 (15歳到達後の最初の年度末までの児童)	高校生年代までの児童 (18歳到達後の最初の年度末までの児童)
所得制限撤廃 (特例給付廃止)	所得制限あり	所得制限なし
手当月額の変更	・3歳未満 : 15,000円 ・3歳～小学校修了まで 第1子、第2子 : 10,000円 第3子以降 : 15,000円 ・中学生 一律 : 10,000円 ・所得制限以上 一律 : 5,000円（特例給付） ・所得上限限度額以上 : 支給なし	・3歳未満 第1子、第2子 : 15,000円 第3子以降 : 30,000円 ・3歳～高校生年代 第1子、第2子 : 10,000円 第3子以降 : 30,000円
支払期月	年間3回（6月・10月・2月） ※各前月までの4か月分を支給	年間6回（偶数月） ※各前月までの2か月分を支給
第3子以降の 多子加算の カウント方法	高校生年代までの子を上の子として カウント	大学生年代（22歳到達後の最初の年度末）までの子を上の子としてカウント (親等の経済的負担があることが条件)

2 制度改正により申請が必要な人

- ① 児童手当を受給していない人
 - ・制度改正前の所得制限により受給していない人
 - ・養育している児童のうち、中学生（平成21年4月2日以降生まれ）以下の子を養育しておらず、高校生年代（平成18年4月2日～平成21年4月1日生まれ）以上の子のみを養育している人
- ② 児童手当を受給中で、高校生年代の子を算定児童として申請していない人
※高校生年代の子と別居している人は別居監護申立書の提出が必要です。
- ③ 児童手当を受給中で、大学生年代（平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の子がおり、かつ、大学生年代の子と高校生年代以下の子を合わせて3人以上養育している人
- ④ 施設等受給資格者で、その委託等されている子のうちに高校生年代の子がいる人

3 第3子以降の多子加算のカウント方法【令和6年10月分から】（例）

社会人（21歳）	大学生（20歳）	高校生（17歳）	中学生（15歳）	小学生（10歳）	幼児（5歳）
※経済的負担がない場合 上の子として カウントしない 支給対象外	上の子として カウント （第1子） 支給対象外	上の子として カウント （第2子） 支給対象 10,000円	（第3子以降 の加算） 支給対象 30,000円	（第3子以降 の加算） 支給対象 30,000円	（第3子以降 の加算） 支給対象 30,000円

4 その他注意事項等

●新たにカウント対象となる大学生年代の子について

- ・「監護相当及び生計費の負担についての確認書」の提出が必要となります。
- ・進学、就職や同居、別居にかかわらず、大学生年代の子に対して経済的負担がある場合は、上の子としてカウントすることができます。

『経済的負担がある場合』とは以下の2点を満たす場合を言います。

- ①監護に相当する日常生活上の世話や必要な保護を行っていること。
- ②生活費（食費・家賃・学費など）の相当分の負担を行っていること。

※「監護に相当する日常生活上の世話や必要な保護をしていること」とは、児童に対する「監護」と同様なものです。（別居の場合は定期的な連絡や面会など）

※「生活費の相当分の負担を行っていること」とは、具体的には、18歳年度末を経過した後22歳年度末までの子が受給者の収入により日常生活の一部又は全部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常生活水準を維持することができない場合です。

※対象となる子が就職して収入がある場合や、婚姻している場合でも、上記の条件を満たしていれば、対象となります。
ただし、その場合は真正性を証明する書類の提出を求める場合があります。

真正性を証明する書類・・・送金記録の写し・居住している賃貸物件の契約書の写しなど。

- 所得制限撤廃後も児童手当の請求者は日本国内に住所を有する児童の父母のうち、所得の高い人になります。請求者が他の自治体に居住している場合は、請求者が居住している自治体に申請してください。
- 他の自治体に居住している配偶者が児童手当を受給している場合や、離婚により元配偶者が児童を監護している場合などは対象外となります。
- 所得の高い人が公務員の場合は、児童手当は勤務先から支給されますので、勤務先にご確認ください。
- 受給者や配偶者、児童の住所が転居や他の自治体に転出する場合は、届出が必要です。転出した場合は転出先の自治体に新たに児童手当の申請（転出した日（異動日）の翌日から15日以内）が必要です。
- 児童手当制度改正に伴い、『支払通知書』の送付は廃止となりました。支給金額については、通帳記帳などでご確認ください。
また、金額に変更があった場合は、額改定通知書にてお知らせします。
- 児童手当の支給日は、支払期月（偶数月）の10日です。土日祝日の場合は、その直前の平日となります。

問い合わせ先	南島原市福祉保健部こども未来課こども支援班 （電話：0957-73-6652）
--------	--